



市内局番を確かめておかけください

- 南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031
- 【中央庁舎】
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
議会事務局 ☎43-5005
- 【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040
- 【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020
- 【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029
- 【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
上下水道部
企業経営課 ☎50-3037
水道課 ☎50-3038
下水道課 ☎50-3039
会計課 ☎50-3040

農業委員会委員選挙人名簿 登録申請書について

農業委員会委員選挙人名簿は、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書に基づいて、毎年1月1日現在で調製し、3月31日をもって確定。翌年3月30日までの1年間、農業委員会委員選挙に使われます。登録申請書は、12月に農会

長等に配布しています。市役所への提出期限は、1月10日までです。記載例を参考に記入のうえ、押印して農会長(灘地区は自治会長)に提出してください。なお、選挙権および被選挙権を有するには、次の要件を全て満たす必要があります。

①市内に住所を有する②年齢が平成20年3月31日現在で満20歳以上③10アール以上の農地につき耕作する方、若しくは同居の親族またはその配偶者で耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方
選挙管理委員会 ☎43・5004
農業委員会 ☎43・5029

市民懇談会 「議員定数等を考える集い」

南あわじ市議会では、議員の定数等を調査研究するため、議員定数等調査特別委員会を設置しています。このたび、市民の皆さま方と共に意見を交換できる機会として、市民懇談会を開催します。懇談会は市内5か所で開催しますので、ご都合のよい会場へお越しください。

開催日	時間	場所
1月25日(金)	午後7時	三原市民センター1階
1月26日(土)	午後1時30分	沼島総合開発センター2階
	午後7時	南淡公民館3階
2月2日(土)	午後7時	西淡第2庁舎1階「集会室」
2月5日(火)	午後7時	緑市民センター3階

議会事務局 ☎43-5005

男女共同参画入門セミナー・市民のつどい

「男女共同参画社会」についての基本的な知識を習得し、身近な問題として理解してもらうため、南あわじ市と市連合婦人会、兵庫県等が共催で講座を開講します。(受講無料)
◆定員 各回約50人
◆申込み 少子対策課 ☎44-3040
※3回シリーズのセミナーですが、1~2回だけの参加も可

回	日程・場所	内容
1	2月6日(水) 午後2時~4時 南淡公民館	「"わたしらささと"と"あなたたらさ"」県立大学環境人間学部教授 勝木洋子
2	2月14日(木) 午後2時~4時 西淡保健センター	「暮らしやすいふるさとづくり」尼崎市立女性・勤労婦人センター所長 須田和
3	2月27日(水) 午後2時~4時 三原公民館	「いっしょにつくりましょう!明日のふるさと」県立男女共同参画センター所長中野則子、ほか事例発表

第45回淡路農林水産祭

◆日時 1月15日(火)
午前10時~午後3時
◆場所 伊弉諾神宮(淡路市)
◆内容 農林水産物の展示即売会、今年の豊作を占う粥占祭など
園芸本農林水産振興事務所 ☎26-2099

福社課 ☎44・3002
ご覧ください。

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

20・21年度の保険料率が決定

対象は75歳以上(一定の障害がある人で広域連合で認定を受けた65歳以上)の人

現在の老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担します。このたび、被保険者の皆さんに負担していただく保険料率が決まりましたのでお知らせします。

保険料率

▽均等割額 43,924円
▽所得割額 8.07%

保険料額

被保険者一人ひとりで等しく負担する応益分(被保険者均等割額)と、所得に応じて

一人当たりの保険料額 (年額)

均等割額	43,924円
所得割額	(前年の総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 8.07%

負担する応能分(所得割額)の合計額になります。所得割額の算定対象所得は、旧ただし書所得(総所得金額等に基礎控除33万円を差し引いた額)を基準とします。(表)

一人当たり平均保険料額
▽年額 81,400円
▽月額 6,783円

保険料の軽減

低所得者への軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等に応じて、保険料の応益分(被保険者均等割額)について保険料が軽減されます。所得が確認できている被保

険者については、申請の必要がなく適用されます。未申告等で所得が確認できていない被保険者は、簡易申告等が必要になります(同一世帯の世帯主も所得の確認が必要)。軽減の割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとに左表の基準によります。

低所得者への軽減割合

7割軽減	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数 以下

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた人は、高齢者特別控除(総所得金額等から15万円を控除)が適用されます。

▽被用者保険の被扶養者への軽減
資格取得日の前日において

被用者保険(健保、船保、各共済)の被扶養者であった人は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割が軽減され、所得割は課せられません。さらに、20年4月から9月までは保険料を徴収せず、20年10月から21年3月までは9割軽減されます。

保険料の納め方

現在の65歳以上の介護保険料の納め方と同様に、原則として、年金から保険料が支払われます(特別徴収)。

ただし、次の人は、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市に対して、個別に納めていただきます(普通徴収)。
①年金額が年額18万円未満の人
②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える人
③20年4月2日以降に新たに資格を得る人(一定期間、普通徴収)。

なお、現在、加入されている国民健康保険の保険料や、会社の健康保険の保険料に代わって、後期高齢者医療の保険料を納めていただきます。現在加入されている医療保険

配偶者暴力防止法が改正

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。主な改正内容は、①保護命令制度の拡充②市町村に対する基本計画策定の努力義務等が定められました。詳しくは、内閣府の配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)をご覧ください。

の資格は喪失します。保険料が二重にかかることはありません。

納付の開始時期

▽特別徴収の人 20年4月1日現在で75歳以上の人であって、年金からの徴収の対象となる人については、20年4月支給分の年金から徴収が開始されます。

▽普通徴収の人 20年7月から納めていただく予定です(今後、市の条例で納期を決定します)。

保険料額の通知

保険料額の決定通知書は20年7月に送付します。(特別徴収の人は、仮徴収額の決定通知書を20年4月初旬に送付)

被保険者証の送付

後期高齢者医療の新しい被保険者証は20年3月下旬に送付します(申請手続き不要)。20年4月1日以降に医療を受ける場合は、新しい被保険者証で医療を受けてください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078・326・2612、南あわじ市保険課 ☎44・3003